

行政常任委員会

令和 4 年 3 月 1 7 日（木）

午前 9 時 5 5 分開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻よりか5分余り早いですが、皆さんお集まりですので、ただいまより行政常任会を開催いたします。

今日は尾鷲総合病院と水道部の審査で終了をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、尾鷲総合病院の議案第20号の令和3年度病院会計の補正予算のほうから説明をお願いいたします。

○佐野総合病院事務長 おはようございます。尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第20号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明申し上げます。

それでは、通知をいたします。

まず、1ページのほうを御覧ください。

第1条、令和3年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和3年度尾鷲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の部ですが、第1款病院事業収益、既決予定額44億6,265万円に補正予定額5億3,448万8,000円を増額し、合計49億9,713万8,000円とするものです。

内訳としましては、第2項医業外収益、既決予定額13億3,483万2,000円に補正予定額5億3,448万8,000円を増額し、合計18億6,932万円とするものでございます。

次に、支出の部でございますが、支出の部として、第1款病院事業費用、既決予定額41億3,262万2,000円から補正予定額3,674万円を減額し、合計40億9,588万2,000円とするものです。

内訳としましては、第1項医業費用、既決予定額39億5,504万4,000円

から補正予定額 3,702 万 8,000 円を減額し、合計 39 億 1,801 万 6,000 円とするものと、第 2 項医業外費用、既決予定額 1 億 7,707 万 8,000 円に補正予定額 28 万 8,000 円を増額し、合計 1 億 7,736 万 6,000 円とするものであります。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,195 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 210 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 4,985 万円を補てんするものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,202 万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 210 万 9,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 4,911 万 1,000 円を補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の部として、第 1 款資本的収入、既決予定額 9 億 4,541 万 2,000 円に、補正予定額 320 万円を増額し、合計 9 億 4,861 万 2,000 円とするものであります。

第 1 項企業債、既決予定額 7 億 3,020 万円から補正予定額 10 万円を減額し、合計 7 億 3,010 万円とするものであります。

続いて、第 2 項負担金、既決予定額 2 億 1,320 万 8,000 円に補正予定額 330 万円を増額し、合計 2 億 1,650 万 8,000 円とするものです。

支出の部として、第 1 款資本的支出、既決予定額 10 億 9,736 万 2,000 円に補正予定額 327 万円を増額し、合計 11 億 63 万 2,000 円とするもの、第 1 項建設改良費、既決予定額 7 億 3,804 万 4,000 円に補正予定額 327 万円を増額し、合計 7 億 4,131 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページのほうを御覧ください。

第 4 条、予算第 6 条企業債を次のように改める。医療機器整備事業の補正前の限度額 7 億 3,020 万円を補正額の限度額 7 億 3,010 万円とするものであります。

第 5 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費の既決予定額 23 億 2,002 万 4,000 円から補正予定額 3,700 万 8,000 円を減額し、合計 22 億 8,301 万 6,000 円とするものであります。

続いて、3 ページのほうを御覧ください。

令和 3 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の説明書であります。款項につきましては先ほど御説明をいたしましたので省略をします。

まず、（1）収益的収入及び支出のうち収入の部ですが、2 項医業外収益、2 目

補助金、2節国県補助金5億3,448万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によるものであります。

続いて、支出の部です。

1項医業費用、1目給与費3,692万8,000円の減額は、支払い実績等に基づきまして精査した結果、報酬、給料、手当、法定福利費が減額となることによるものでございます。

3目経費、3節旅費交通費10万円の減額は、費用弁償の減によるものでございます。

2項の医業外費用28万8,000円の増額は、4目雑支出、1節雑支出の控除対象外消費税の増によるものでございます。

次に、2、資本的収入及び支出のうち、収入の部、1項企業債、1目企業債10万円の減額は、医療機器整備事業における事業額の確定によるものでございます。

2項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金330万円の増額は、地方創生臨時交付金の一般会計負担金の増によるものでございます。

次に、支出の部ですが、1項建設改良費、1目資産購入費、1節器械備品購入費327万円の増額は、環境衛生備品購入費の増によるものでございます。

4ページ、5ページのほうを御覧ください。

こちら、令和3年度の尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和3年度1年間の現金の増減を表すものであります。5ページのほうの下段、こちらを見ていただきますと、今年度末の資金期末残高7億6,018万8,000円となる見込みでございます。

6ページ、7ページのほうを御覧ください。

こちらが給与費明細書でございます。給与費及び法定福利費の合計は23億2,002万4,000円から3,700万8,000円を減額し、22億8,301万6,000円とするものでございます。

続いて、8ページ、9ページのほうを御覧ください。

令和3年度の尾鷲市病院事業会計予定損益計算書です。補正後の予定では、9ページの下から3段目にあります当年度純利益、こちらが8億9,820万7,000円の黒字となる見込みでございます。

続いて、10ページのほうを御覧ください。

尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び、この後ですね、注記のほうを併せて記載をしておりますので御覧をいただきたいと思っております。

かなり走りましたが、以上で令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）及び予算の説明書の説明でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○南委員長 病院補正の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 はい。それでは、補正の第3号の審査は終わります。

引き続きまして、議案第15号、令和4年度の尾鷲総合病院の当初予算の説明をお願いいたします。

○佐野総合病院事務長 それでは、続きまして、議案第15号、令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、予算書及び予算説明書の内容について説明させていただきます。

では、通知いたしますが、よろしいでしょうか。

じゃ、1ページのほうを御覧ください。

総則、第1条、令和4年度尾鷲市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、病床数、一般病床199床、療養病床56床。2、患者数、入院1日平均149人、年間延べ5万4,360人、外来、1日平均362人、年間延べ8万8,026人。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入の部として、第1款病院事業収益40億2,003万5,000円、第1項医業収益34億8,898万3,000円、第2項医業外収益5億3,095万2,000円、第3項特別利益10万円。支出の部としては、第1款病院事業費用42億9,358万8,000円、第1項医業費用、41億5,997万5,000円、第2項医業外費用1億3,311万3,000円、第3項特別損失50万円。

続いて、資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,573万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,502万円を補填するものとする。）。

収入の部として、第1款資本的収入5億1,061万2,000円、第1項企業債2億7,890万円、第2項負担金2億3,171万円、第3項投資返還金1,000円、第4項寄附金1,000円。

支出の部ですが、第1項資本的支出6億7,634万6,000円、第1項建設改良費2億8,505万円、第2項企業債償還金3億8,349万6,000円、第3項投資780万円ということです。

2ページのほうを続いて御覧をいただきたいと思います。

債務負担行為。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、学資貸与金、期間、令和5年度から令和8年度、限度額が1,740万円です。もう一つ、事項、薬剤師奨学金返還支援助成貸与金、期間が令和5年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日まで。限度額が1,080万円ということでございます。

続いて、企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的が医療機器整備事業として、限度額を2億7,890万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

一時借入金。第7条、一時借入金の限度額は6億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予算支出の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)令和4年度尾鷲市病院事業会計予算中不足を生じる場合、款内各項の全額。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費23億7,346万9,000円、(2)交際費60万円。

他会計からの補助金。第10条、病院群輪番制病院運営事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,766万円である。

続いて、3ページのほうを御覧ください。

棚卸資産購入限度額。第11条、棚卸資産の購入限度額は、7億6,231万2,000円と定める。

続いて、重要な資産の取得。第12条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。1、取得する資産・種類は器械備品、名称はMRI装置、数量は一式とするものでございます。

それでは、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらが令和4年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画であります。款項につきましては先ほど説明しましたので、省略をさせていただきます。

まず、(1)収益的収入及び支出でございます。

収入の部。1款病院事業収益、1項医業収益は、1目入院収益、1節入院収益20億3,794万6,000円。

2目外来収益は、1節外来収益13億5,267万4,000円であります。

入院収益、外来収益につきましては、この後、後ほど資料で御説明をさせていただきます。

続いて、3目健診収益3,164万1,000円の内訳は、1節一般健診収益2,214万4,000円のほか、2節脳ドック収益から5節乳児健診収益まで、掲げてあります御覧の各健診収益でございます。

4目その他医業収益6,672万2,000円の内訳は、1節室料差額収益が4,075万8,000円、2節公衆衛生活動収益が841万4,000円、3節その他医業収益1,755万円です。

2項の医業外収益ですが、まず、1目負担金、1節一般会計負担金2億3,766万1,000円。一般会計からの繰入金のうち、収益的収支に係る分で、資本的収支に係る繰入金と合わせますと4億6,937万1,000円となります。これを前年度と比較いたしますと、今年度1,950万2,000円の増額となっております。これにつきましては、不採算地区中核病院に対する特別交付税の増額が主なものでございます。

続いて、2目補助金4,302万円の内訳ですが、1節一般会計補助金1,766万円は、尾鷲市分の病院群輪番制病院運営事業補助金であります。2節の国県補助金970万円は、産科医等確保支援事業補助金等であります。3節その他補助金1,566万円は、紀北町分の病院群輪番制病院運営事業補助金であります。

3目寄附金は1,000円の計上でございます。1節寄附金でございます。

4目患者外給食収益、1節患者外給食収益112万2,000円。

5目長期前受金戻入2億3,031万6,000円の内訳は、1節国県補助金長期前受金戻入1,358万8,000円、2節その他長期前受金戻入2億1,672万8,000円。これらは資産の減価償却に併せまして補助金等を戻入するものでございます。

6目のその他営業外収益、1節その他営業外収益1,883万2,000円はテレビカードほかの収益であります。

3項の特別利益は、1目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益10万円であります。

続いて、5ページのほうを御覧ください。

支出の部であります。

1款病院事業費、1項医業費用、1目給与費23億8,684万9,000円の内訳は1節報酬3億3,504万8,000円で、応援医師及びパートタイムの会計年度任用職員の報酬であります。

2節給料8億4,743万2,000円は、職員216名分とフルタイムの会計年度任用職員21名の給料であります。

3節手当6億1,842万円は、期末・勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。

4節法定福利費2億8,368万1,000円、5節が退職給付費1億6,547万3,000円で退職給付引当金繰入額であります。

6節の賞与引当金繰入額1億1,561万9,000円及び7節の法定福利費引当金繰入額2,117万6,000円は、翌年度に支出する賞与及び法定福利費のうち当年度分を計上するものでございます。

2目の材料費6億9,458万4,000円の内訳は、1節薬品費3億9,093万7,000円から4節の医療消耗備品費150万円まで上げております。御覧のとおり各材料費でございます。

3目経費7億6,051万9,000円の内訳は、本ページでは1節厚生福利費84万3,000円から12節の保険料566万4,000円、続いて、次ページのほうを御覧いただきたいんですが、6ページ、26節の雑費25万円まで、御覧のとおり各経費を上げております。なお、11節の修繕費、13節の賃借料及び15節の委託料は、それぞれの内訳につきましては後ほど資料のほうで御説明をさせていただきます。

では、そのまま6ページのほうを御覧ください。

4目減価償却費。

○南委員長 部長、資料とあれで予算してから資料を説明よりか、併せて資料の説明してもらうほうがよく理解できると思うんやけど。併せて。

初めのところから。すみません、早う言わなあかなんだやけど。

○高浜総合病院総務課長 それでは、資料を使って説明させていただきます。

お待ちください。よろしいですか。

それでは、1ページのほうを御覧ください。

事務長のほうから説明がありました医業収益の入院と外来の収益でございます。この表は診療科別にしたものでございます。

それでは、上段の入院収益の主なものから御説明いたします。

まず、内科が1日平均60.9人から81.6人に増加しております。その主な要因としましては、常勤の内科医師が5名から6名に増員することに伴って患者数も増加といたしました。また、産婦人科におきましても0.9人から3.5人への増加をさせております。その増加の要因は、1名から2名体制になって、普通分娩のみならず、ある程度の帝王切開等の分娩が可能となるのではないかとということで増加といたしました。なお、外科と整形外科は、3年度の実績を考慮して、患者の減数と収益の減をしております。

続きまして、下段の外来収益のほうの主なものを説明させています。

外来につきましては、令和3年度のコロナの影響後、比較的早期に患者が戻ってきたために、令和4年度においても同様の患者数を収益として計上しております。なお、放射線科の0.1人から7.8人に増加させた要因は、放射線治療による患者の増加を見込んだものでございます。

2ページをお願いします。

こちらは先ほど事務長の予算説明がありました修繕の内訳でございます。まず、医療機器の修繕は、実績に伴って1,200万円から1,000万円に減額しております。次に、施設設備の修繕ですが、吸収式冷温水発生機のチューブとポンプの交換に1,355万2,000円をはじめ、手術室の空調に377万6,000など、3,012万4,000円を合計で計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。こちらは賃借の内訳となります。

駐車場その他は前年度同額で、寝具・布団等は26万8,000の減額、医師用の借上げ住宅は前年と同額であります。

在宅酸素の賃借料は、対象の患者数の増加によって158万円の増加、医療機器の賃借は、その他の医療機器の賃借の増加により844万1,000円の増額となっております。

その他の医療機器の賃借の増加分なんですけど、MRIの更新に伴って約2か月ほどの稼働停止となると市政報告でも説明いたしましたが、尾鷲総合病院運営懇話会でも話題となって、2か月間は長いのではないかという意見もございましたので、トレーラーによる移動式のMRIの賃借をこの予算で考えております。これによりまして、2か月の停止期間が約10日から2週間ぐらいで済むのではないかと予定

しております。

次に、その他の賃借が16万4,000円の減となっております。

4ページをお願いします。

こちらは委託料の内訳でございます。

医療事務の委託が317万2,000円の増額で、要因は委託日が1日増加することと、三重県の最低労働賃金の上昇を受けて全体的に人件費が上昇したということでございます。

院内の業務委託につきましては2,204万1,000の増加となっておりますが、一般・産廃処理業務と院内清掃と警備業務は債務負担行為の金額をそのまま計上しております。

医療機器の保守委託は約700万円の減額で、主な要因は、下から四つ目にありますように、MRIが更新の初年度で保守費用が発生しないことから、990万円の不用が主な要因となっております。

続きまして、5ページをお願いします。

続きまして、建物の保守は約100万の減額、コンピューター保守は約129万の減額で、電子カルテの更新により業者が変更となりましたので、保守費用が安くなったためであります。

その他の委託は70万7,000円の増額となっております。

一応、資料のほうは以上でございます。

○南委員長 予算のほうをお願いします。

○佐野総合病院事務長 それでは、予算書の6ページのほうに戻っていただきまして、4目の減価償却費であります2億9,669万3,000円で、その内訳は、1節建物減価償却費1億791万9,000から5節その他有形固定資産減価償却費19万8,000円まで、御覧の各資産に係る減価償却費でございます。

5目資産減耗費1,249万3,000円の内訳は、1節たな卸資産減耗費2万円、2節固定資産除却費1,247万3,000円であります。

6目研究研修費883万7,000円の内訳は、1節図書費239万9,000円、2節旅費交通費329万1,000円、3節研究雑費314万7,000円であります。

2項医業外費用のうち、1目支払利息及び企業債取扱諸費3,400万6,000円の内訳は、1節企業債利息3,340万6,000円、2節一時借入金利息60万円あります。

2目患者外寝具賃借料、1節患者外寝具賃借料48万6,000円であります。
続いて、7ページのほうを御覧ください。

3目雑支出、1節雑支出9,251万4,000円、これは貯蔵品建設改良費に係る控除対象外消費税であります。

4目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税610万7,000円あります。

3項特別損失は、1目過年度損益修正損、1節過年度損益修正損50万円あります。

以上が、収益的収入及び支出の予定額であります。

続きまして、(2)資本的収入及び支出であります。

収入の部。1款資本的収入、1項企業債は、1目企業債、1節企業債2億7,890万円。これは医療機器整備事業債であります。

2項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金2億3,171万円は、一般会計からの繰入金のうち資本的収支に係る分で、内容は企業債元金償還金分の負担金であります。

3項投資返還金は、1目投資返還金、1節学資貸与金返還金1,000円。

4項寄附金は、1目寄附金、1節寄附金の1,000円でございます。

8ページのほうを御覧ください。

支出の部であります。

1款資本的支出、1項建設改良費のうち、1目資産購入費は1節器械備品購入費2億8,005万円で、内訳は資料のほうで説明をさせていただきます。

○高浜総合病院総務課長　それでは、器械備品購入費の内訳を、資料に基づいて説明させていただきます。

資料を御覧ください。

こちらは今年度購入予定の医療機器の表でございます。主なものは、一番上のMRIが9,894万5,000円、6番目の生体情報モニタシステム8,030万円、下から四つ目にお産用の分娩台の更新として分娩台の購入、さらにそこから5個上になるんですけど、出産した乳児に異常があったときのために搬送用の保育器として327万8,000円などの購入をしております。

以上でございます。

○佐野総合病院事務長　それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、予算書8ページのほうを御覧ください。

続いて、2目の工事費、1節工事請負費500万円、これはエアコン設置等の工事費でございます。

2項企業債償還金は、1目企業債償還金、1節企業債償還金3億8,349万6,000円であります。

3項投資は1目投資780万円で、内訳は、1節学資貸与金660万円、2節貸付金120万円でございます。

以上、資本的収入及び支出の予定額でございます。

引き続き、9ページのほうを御覧ください。

こちらが令和4年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書であります。令和4年度1年間の現金の増減を表すものであります。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは合計で2億7,276万1,000円、2、投資活動によるキャッシュ・フローは合計でマイナス3,529万5,000円。続いて10ページのほう御覧ください。3、財務活動によるキャッシュ・フローは合計マイナス1億459万5,000円ということで、以上によりまして、1年間の資金増加額は1億3,287万1,000円となり、資金期首残高が7億6,018万8,000円であるため、資金期末残高、こちらが8億9,305万9,000円ということでございます。

じゃ、11ページのほうを御覧ください。

こちらは給与費明細書でございます。給与費等の合計は、前年度23億1,732万3,000円、本年度が23億7,346万9,000円、前年度との比較5,614万6,000円の増額ということでございます。詳細につきましては、この後の11ページの下段の表から15ページまでに記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

続きまして、16ページ、17ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらは債務負担行為に関する調書であります。学資貸与金ほか、全部で他31件の債務負担行為について記載をしております。

18ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

令和4年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書であります。

1、医業収益は34億8,057万9,000円、2、医業費用は40億9,268万5,000円、医業損失は6億1,210万6,000円でございます。3の医業外収益、こちらが5億2,970万3,000円、4、医業外費用は1億9,252万3,000円、経常損失のほうは2億7,492万6,000円であります。

19ページのほうを御覧ください。

5、特別利益10万円、6、特別損失が50万円。当年度の純損失が2億7,532万6,000円でございます。

前年度繰越欠損金は14億5,064万2,000円でありますので、当年度未処理欠損金が17億2,596万8,000円ということでございます。

それでは、20ページのほうを御覧ください。

令和4年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表であります。

資産の部につきましては、1、固定資産合計が32億4,618万4,000円、2、流動資産合計が14億8,435万4,000円。

以上によりまして、資産合計は47億3,053万8,000円でございます。

21ページのほうを御覧ください。こちらは負債の部になります。

3、固定負債合計23億4,332万3,000円、うち企業債が16億5,315万円、退職給付引当金が6億9,017万3,000円であります。

4、流動負債の合計が8億5,746万8,000円、うち企業債が5億2,456万8,000円、引当金が1億3,679万5,000円であります。

5、繰延収益合計が2億511万円。

以上によりまして、負債合計は34億590万1,000円であります。

22ページのほうを御覧ください。資本の部であります。

6、資本金が2億85万6,000円、7、剰余金合計が11億2,378万1,000円で、うち資本剰余金が28億4,974万9,000円、欠損金が17億2,596万8,000円で、以上によりまして、資本の合計が13億2,463万7,000円となり、負債資本合計が47億3,053万8,000円でございます。

この後、23ページ、24ページにつきましては、財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準、手続を注記として記載しております。

25ページから31ページにつきましては前年度の財務諸表等でございます。こちらにも御覧をいただければと思います。

32ページのほうを御覧ください。

最後になります。企業債明細書でございます。

令和4年度末の未償還残高の合計が21億7,771万7,419円となり、前年度当初予算と比較すると9,429万5,111円の減であります。

予算書の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○南委員長 病院会計の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 予算書の1ページです。

予算書全体に関わることかとは思いますが、ここの資本的収入及び支出のところの第4条の分、これ、昨年度の当初までは、この不足する額の補填財源としては一時借入金となっておったものが、今年度はこのように表記されておりますね。それで、今年のこの当初のキャッシュ・フローを見ても割と景気がいいのかなというような気はするんですけども、ただ、これはコロナにおける特殊事情があつてのことですので、決して病院の経営状況が上向しているものではないということを感じるんです。今年の当初にはコロナの特別な収入は見込まれてはいないんでしょうけれども、この先本当にコロナの先行きも全く不透明な中で、ここに一時借入金を補填財源とするということが書かれなくなったということは、まずは一息つけるのかなとは思いますが、これ、年間通して、一時借入金の心配をしないでよいと理解してよいのかどうか。このまま、職員の数も減っておりますから、さっきの給与の表を見ると、職員の数が減るということは、それだけ収益の部分の事業数も減ってしまう心配もしなくてはいけなくて、病院そのものは決して安心できるわけではないことを理解するんですけど、その辺りの見通しとして今どういふふうな予想するのかを、まず全体的なものとして聞かせていただければと思います。

○加藤市長 委員のおっしゃるとおりなんです。当然のことながら、我々としても、令和元年度につくられた新改革プラン、これに基づきながら事業を進めていると。そういった中で、こういうコロナの影響で、要するに病院収益というものがどんどん落ちてきたと。その中で営業外の収益として、要するに国からの補助金をたくさん頂戴して結果的に大きな黒字を出したと、これは事実なんです。

ただ、一つには、新改革プランが結局コロナの影響で進んでいないということも事実なんです。結果的に、今、令和3年度末の内部留保金も、今まではマイナスだったんです。令和元年度においては、内部留保金というものは、元年度ですら5,000万ぐらいあって、一時借入金もしたけど、おかげさんで今の状況ですと大体13億ぐらいの内部留保金があると。今回の令和4年度のキャッシュ・フローにしましても、損益としては2億7,000万ぐらいの赤字になっているわけなんですけれども、これも要するに、コロナを見越した中で収支がどう変わるかというだけの予算化であつて、それが継続したときに国からの今の病床に対する補助金、これは一切出ていない。

ただ、正直言って、さっきも説明がありましたように、要するに国からのまだ入って来てない未収金というのが3億強ありますので、結果的に令和4年度は赤字であるけれどもキャッシュ・フローが1億円ぐらい増えていると、これが事実なんです。それを基にして、コロナとどう向き合いながら我々は新改革プランを新たにつくっていかなくちゃならないと思っています。現状を踏まえた改革プランの中で。

本当に病院経営というのは正直言って大変な状況です。結構な改革プラン。それで、改革プランをやるという、実行するということは、結構やっぱり患者さん、市民の皆さんにも多少は痛みを感じるかもしれないと。ただ、やっぱり病院経営というのは維持していかなくちゃならない。その辺のところを見極めながら、今後はやっぱり病院体制というのを確固たるものにしていかなくちゃならない。そういう強い決意でもってやっていこうと。

ただ、正直言って、今回の令和4年度の予算でもって、令和4年度についてはこのとおり、ある程度行けると思うんですけども、これが大きく崩れるようなことはないと思うんですけども、今現状のキャッシュ・フローについても、内部留保金についても、多少の余裕はということで、要するに令和元年度のような状況ではないということは、数字的に判断できるんじゃないかなと私は思っております。

○濱中委員　　ここは公立の病院ということで、本当に不採算であっても絶対に手放せない機能というのを抱えておりますので、今年が大丈夫だからという話で喜ぶのではなくて、これから息長くこの機能を維持していくためには、やはりいわゆる自分のところで持つ内部留保金であったりとか、資金繰りのことを考えたら、あるからといって一度に安心することのないように、長くこれをきちんと維持できるようにやっていただきたいなど。

といいますのは、やはりコロナがあるものですから、今の状況が正しく分析できない部分がありますよね。それが本当にアフターコロナでどういったことになるのかということが全く分からない中ですので、ぜひ油断のないようお願いいたします。その辺り、もし市長、ありましたら、どうぞ。

○加藤市長　　委員のおっしゃるとおり、尾鷲総合病院を維持存続していかなくちゃならないと常に思っております。これをやっぱりベースにしながら、病院経営をどうやっていくか。それについてはやっぱり一番大きな話は数字の話であります。もう何度も申し上げましたけれども、やはり病院経営というのは人と金と物、今回MRIにしろ、リニアックにしろ、いろいろあれしますけれども。それで、あとはいろんな国からの情報とか、県からのいろんな協力とかというようなものでもって、

まさしく基本的な人・物・金・情報というものをしっかりと踏まえていながら、病院経営というものをきちんと運営していきたいと、このように思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○村田委員　私も質疑でさせていただきましたけれども、その続きというか、今まさに濱中さんが言われたようなことを聞こうとしておったんですけれども、確かにキャッシュ・フローは、これ、見ていくと、これは今いいのかなという感じはしますけれども、しますけれども、しかし、何回も言って恐縮ですが、やっぱりコロナの補助金を頂いてこれだけになっているんですね。ですから、さっきもアフターコロナという言葉がありましたけれども、今後どう変わっていくか分からない。そんな状況の中で、今新改革プランを急がなければいけない、新しくまたやり直していかなくてはならないという市長の言葉がありました。この新改革プランをいつ頃から始めていくのか、どういう今段取りになっているのか、お聞かせ願いたい。

○高浜総合病院総務課長　新改革プランのスケジュールとしましては、既に総務省のほうから、本来であれば今年度は新改革プランの更新をなっていかなければいけない時期ではあったんですが、昨年度というよりは、令和元年度ぐらいからのコロナの影響によって、病院経営のめどが立てられないであろうという総務省の見解で、つくりなさいという期間が延びています。それに伴って、総務省のほうから、いついつまでにつくりなさいという案内も出ていません。ですので、アフターコロナ、コロナ後に、ある程度コロナ後の患者の需要を見極めながら経営改革をなさいという指示が来るのではないかと考えておりますので、現在のところめどが立っていない状態ですので、いつの委員会か忘れましたが、新改革プランと現状の経営の乖離の、今こういう状況ですという御説明はさせてもらったつもりでございます。

以上でございます。

○村田委員　確かにその状況は分かりますし、この新改革プランについてはまだ今すぐやっていけるような、組み立てられるような状況じゃないということはよく分かりますけれども、何回も申し上げて恐縮なんですけれども、やっぱりコロナが収まった後にどうなのかということも、想定ではいけませんけれども、ある程度の想定もしていかないと、これ、今、新改革プランをまだ決められていないから、もう少し様子を見ながらということは分かりますけれども、それにしても、やっぱりある程度の想定というものをきちっとしていかないと、特に病院事業でありますから、特殊な、言わば突然よそからお金を頂いて状況がよくなったただけの話ですから、病院経営のそのもの自体については、従来のそのものについては何ら変わっていない

いので、そのこのところを、賢明な事務長と課長ですから十分考えておられるとは思いますが、やっぱりその辺のところを重点を置いて、今後計画を推し進めていくということを十分お考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤市長　おっしゃることはよく分かるんですね。要するに総務省からの新改革プランが、僕の記憶では3末、4月頃に指針が出るというような話はずっと前にやっていたんですけれども、こういう影響でもってまだ出ていないと。要するに、我々の見通しとしては、さっき課長が申しあげましたように、令和4年度から令和5年度末の2年間で新改革プランをつくらなきゃならないと。ならないわけだね。

でも、しかし、こういうことを言っておったって、要するにあくまでも我々は病院経営をやっているんですから、やっぱり最終的には数字。この話の中で、ただ、しかし、やらないという話じゃなしに、今まで、令和元年につくり上げて変更してやった新改革プランを基にしながら、やはり我々は経営をやっていかなきゃならない。それで、その基本が新改革プランのであると認識しているんですよ。

ただ、しかし、今後我々が当初あれしていましたが、入院収益がどれぐらいで落ちてくるのか、外来収益がどれぐらい落ちてくるのか、それをどうやって補填しながらという、数字上の話は令和元年に変更した中でのことをやっていながら、これを見ながら経営をやっていると。しかし、正直言って、コロナの影響で数字的には、要するに病院収益のほうについてはがたがたですよ。さっき言いましたように、外来については何とか予算どおり戻ってきました。入院のほうはどんどん下がっている。これが実態なんですね。これをカバーしようと思ったら、費用のほうをどうしていくかというような話もありますし。

それで、費用のほうについても、当時の改革プランとかいろいろ出ています。申しあげましたように、具体的に申しあげますと病院の255床ですか、こういったものをやっぱり、要するに人口に合ったような形で56床ほど減らして199にしよう。そういったところでどれぐらいの費用が減るのかということについても、一応計画に入っていますけれども、今コロナ禍でこれを実行するわけにはいかないという、いろんな問題が入ってくるわけですね。

ただ、おっしゃるように、本当に病院経営というのは最終的には市民の皆さんのためのあれですけれども、最終的に、経営ですから数字がやっぱり物を言うわけですね。当時の、3年ぐらい前の予算で、要するに債務超過になったような予算を組んでしまいましたけれども、これじゃ駄目なんですよ。そういうことも含めながら、我々としてはコロナ禍明けについての新改革プラン、もちろん総務省か

らの指針もありますけれども、我々は我々の独自で一応考えながら、来年度中にある程度の枠組みをしながら、令和5年度にはきちんとしたものをつくり上げていきたいと、こういう認識でみんな考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○村田委員　　そういう認識で取り組んでいかれるんですから、私どももじっと見守っていきたいとは思いますが、この新改革プランに合わせて、その中でもあるでしょうけれども、やっぱりドクターの配置、診療科とともにドクターの配置、この辺が非常に重要なポイントになっていくのかなという感じもいたします。現状を見ていますと、産婦人科医が2人になってよかったなという感じはするんですけども、まだまだ尾鷲総合病院は手薄だなと感じるようなこともありまして、これはどうかと思いますけれども、お医者さんの中にはいろんなお話の、御事情もある方もいらっしゃるから、その辺は三重大と市長とお話をされて、人事というものについては携わっていくんだらうなと思いますけれども、やっぱりドクター面の充実というのを考えていく必要も、当然考えておられるでしょうけれども、その辺が非常に大きなウエートを占めていくのかなと思いますけれども、市長、いかがでしょうかね、その辺は。

○加藤市長　　おっしゃるとおり、要するに医師、それから看護師、薬剤師等、いろんな技術士いろいろ、特にその要というのは僕はドクターだと思っています。我々の希望するような内容の中で、全て三重大がそういう形で配置してくれるかということも非常に難しいわけなんです。それをどうやって三重大とも交渉しながら、今後尾鷲総合病院のドクターを充実していくかということは非常に重要な、本当に重要な課題だと思っています。そのために、我々、私以下事務長、それから総務課長、今いろいろと三重大ともやり取りはやっているわけなんですけれども、具体的にどうのこうのということは今申し上げられないんですけども、ただ、それが非常に重要だと思います。そのためにいろんな課題を克服しながらやっていかなきゃならないんですけども、現状からいくと思うように行かないというようなケースが非常に出てきているということだけしか申し上げられないと。それをもう一歩進めながら、徹底して協議しなきゃならないなとは思っていますけれども。今具体的にそれを申し上げるのは、もう少しお待ちいただきたいと思っていますんですけども。ただ、ドクターの重要性、要するに尾鷲総合病院にあったようなドクターの充足というものが絶対必要だと認識はしております。

○仲委員　　今までの補正予算の説明の中でも明らかになったように、令和3年度

の予定損益が8億9,820万7,000円の純利益を生むという中で、当初予算については逆に2億7,500万の損益を生むということなんですけど、これはあくまで医業外収益の差というふうに受け止めるわけなんですけど、令和3年度は最終的には予定で医業外収益は18億6,700万あるんですね。今回の当初予算では医業外収益5億3,000万というこの差なんですけど、これはあくまで国からのコロナの病床確保等の交付金ということなんですけど、多分当初予算については、コロナの病床確保の関係の交付金なり補助金は入っていないという理解の中で質問するんですけど、今日の新聞等で国の動きが、21日に今回の解除の方向性を示すと。ただ、示しても、平常時に移行するとその期間がいつか分かりません。ということは、国からとか県からコロナの関係の病床確保の予定とか、4年度に入っても病床を確保しなさいというような話がありますか。

○加藤市長　我々もそれについてはどうなるかというのは分からなかったものですから、一応それは営業外収益のほうには入れておりません、補助金は。ただ、今の傾向からしますと、21日に蔓延防止が解かれようかという、そういう方向の中で、ただ、しかし、病院の病床稼働率というのは、大体三重県なんかというのは41%減ったから要するに蔓延防止だったと。しかし、今でもやっぱり二十何%はあるわけなんです。ということを見通しますと、やはり今我々が改革プランの中で考えている病床数を減らすというのは、即はできないと思います。やっぱり状況を見ないと。それは何でかといいますと、やはりコロナ患者用のそういう病床を、現状どおりしばらくは確保しなきゃならないと。そのためにも、私の見通しとしては、これは私のあくまでも見通しですよ、国からのそういう病床に対する補助金というのは恐らく出るであろうと、そういう見通しを私自身はしております。

○仲委員　そこについては僕も実は期待しています。すぐには病床確保を解消するようなことは、国はしないんじゃないかなと。特に三重県はそういう状態もありますから、三重県の考え方もありますけど、そこには期待するんですけど。

ただ、今回の当初予算で、医業収益が令和3年度の予定の金額と比較すると3億1,000万ぐらい増えていますね。医業収益。この約3億1,000万、営業費用も若干増えていますけど、約3億1,000万増えるという予測についてはどういうふうに考えていますか。

○高浜総合病院総務課長　医業収益が上昇する理由は、資料でも説明したように、内科医が増えることと、あと、産婦人科の2名体制になることによって医業収益の増を見込んでおります。

○仲委員 産婦人科はそうなんですけど、ドクターが増えたから収益が上がるとは限らんですよね。患者が増えないと。実際には。

それで、資料1を見ると、入院収益で、特に内科・整形が、前回も話したんですけど、1日平均患者数が外科では16人が9.3人、整形では22.1人が11.3人と半分、そういうことですよ。それで、逆に外来収益のほうを見ると、外科が0.5増えておるんですよ。それから、整形も1.2増えておるんですね。ここの疑問が、外来収益、人数が増えたのに入院収益が減るとするのは、これはどういう原因ですか。そうなるとそこが収益に関係する。

○高浜総合病院総務課長 外来のほうにつきましては、委員さんおっしゃるように微増ということで、前年度並みということの説明させていただきましたけど、外科のほうの単価を見ていただきたいんですけど、1万8,000円から2万3,000円に上がっています。現在の外科医の方針であろうと思うんですが、オペというよりは抗がん剤治療のほうに力を入れていまして、入院治療よりは外来通院での抗がん剤治療ということで、外来の単価が上がっております。ですので、そういったこともありまして、そちらへ力を注いでいるということで、このような結果になっております。

内科のほうも、人数が増えたからといって患者がついてくるものではないというのはおっしゃるとおりなんですけど、ただ、1人当たり、ドクターが主治医として持てる人数も限度があります。ですので、今5人なりの主治医で、ほかが定員ということもありますので、6人になれば6人なりの患者が見込めるのではないかと考えてこのように計上させてもらっています。

○仲委員 答弁、大変苦しいんやと思うんやけど、あえて質問をさせていただいておるので御理解いただきたいんやけど。

僕の考え方は、外来の1日平均患者が増えれば、入院の患者も当然増えていくべきだろうと。逆にこれが減っておると。それで、外来等の診療単価はある程度ありますけど、これは大きな収益の原因にはならないと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり手術回数を増やさないと収益は上がりません。そういうところを今後注視してやっていただきたいと思うんですけど、市長、どうですか。

○加藤市長 収益を上げる上げないということは、仲委員おっしゃっていますように、いかにして入院収益を上げるかと、これは非常に経営上は絶対必要なんですよ。だって単価が倍以上あるんですもん。だからその分だけやっぱりいろんな処方がありますから。という思いの中で、いかにしてやっぱり入院をきちんと対応でき

るかということは常日頃から考えているわけなんですけれども、これもさっきの村田委員の質問じゃないんですけれども、やはりドクターとの関係でいろいろとございますものですから、さっき総務課長も申しあげましたように、内科医が1人増えたらこれぐらい増えるであろうというような中で、特に外科なんかというのは去年1名減ったというような話もありますし、その辺のところの今後の三重大との協議というものを、非常に私としては大きなことかなとは思っておりますので、今の現状はそういう話で、総務課長が説明した内容の予算組みというような内容でございますので、御理解いただけましたらと思います。

○小川委員 単純な質問させていただきます。

予算書の5ページなんですけど、先ほど村田委員のほうから医師の充実ということでお話がありましたけれども、この1節報酬のところ、応援医師とありますよね。この延べ人数というのは大体何人なんですか。

○高浜総合病院総務課長 延べ人数というのはなかなか申しあげにくくてですね、1人のドクターが、例えば毎週来ていただいたりとか、あと、毎週月曜日だったら5人が来るとか、そのようなまちまちでございます。

○南委員長 まちまちでも、トータルせんことには予算が出やんやん。大体、トータルで単価をはじいた数字を言うてもらわんことには、積んでこんことには単価出やんで。

○高浜総合病院総務課長 申し訳ございません。延べ約120人ぐらいを想定しております。

○小川委員 これ、バディ医師とはまた別個なんですか。

○高浜総合病院総務課長 バディとは違いまして、1日単位で来ていただくドクターになっています。

○小川委員 今の5節のところなんですけど、退職給付費、これ、23ページのほうにも載ってあって、1年当たり引当額7,400万ぐらいですか、この1億6,500万、これは何人分なのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○高浜総合病院総務課長 23ページのほうは分割のほうになっていまして、その差額が今年度1年分を全職員分積み上げる形となっております。ですので、上の給料の216名分が1年分を積み重ねた金額がプラスアルファと計上しております。

○小川委員 退職者は何人みえるんですか。

○高浜総合病院総務課長 申し訳ございません。これは退職者の対象の支給額ではなく、あくまでも引当金でございます。退職の予定者は今のところ定年退職し

か想定しておりません。

○小川委員　　もう一点だけ。

先ほど説明の中で、資料でMRIの移動式のバスか何かから全部設置すると言いましたけど、病院のどの場所に置かれるんですか。

○高浜総合病院総務課長　　予算執行前ですので、具体的にはまだ詰めてはいないんですけど、カタログとかの値を見ていますと、トレーラーの入る角度から考えて、2か所ぐらい候補がないのかなと。救急出入口の前なのか、救急出入口の横なのかというぐらいの選択肢しかありません。

○小川委員　　時期は、分かっていたら、いつぐらいからになるんですか。

○高浜総合病院総務課長　　ゴールデンウイークが、前年度を見ていますと使用頻度がかかなり少ないです、休日は。ですので、ゴールデンウイーク明けからが、当院としてはベストかなと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。

○中村委員　　5ページの会計年度任用職員のこの職務というのか、これは中の職務と人数を教えてくださいますか。給料の下の、一番下の会計年度の21名の。

○高浜総合病院総務課長　　21名は看護補助員。

○中村委員　　介護。

○高浜総合病院総務課長　　看護。看護補助員がフルタイムで会計年度として職務に当たってもらっています。

○中村委員　　平均で、年齢もあると思うんですけども、事務職18万で、これは390万ぐらいで、看護師さんが20名で320万ぐらいで、これは何か看護師さんの給料等が結構安いなと思ったんですけども。

それと、次ページの委託料の3億9,000万ですね。これって何か新しいシステムの借入れ、委託というのか、医療事務の何か新しいのが入ったんですよね。違う。

窓口業務、受付、それでは、この事務員の18名は何をされているんですか。

○高浜総合病院総務課長　　事務の18名は、私どものように総務課で、人事、給与、財政的なこと、あと、医事的なことをやっています。

○中村委員　　それでは、レセプトの業務委託というのか、あれというのは、ごめんなさい、どこに入っていますか。

○高浜総合病院総務課長　　レセプトというか、会計の委託とか窓口業務の委託として、15の委託料の中で、資料でお示しした一番上の院内業務委託料になってお

ります。

○中村委員 ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですか。

じゃ、他にございませんか。

1点、委託費用のことで、資料の4なんですけれども、今回院内業務委託で一般・産廃処理業務だとか院内清掃業務、警備業務が大幅に増額されておるんですけども、特に増額された理由というのはどういったものなんですか。

○高浜総合病院総務課長 申し訳ないんですが、令和3年は契約額でございまして、令和4年度が債務負担行為限度額を計上しております。ですので、実際の契約額が入札によって下がって、予算執行も下がるはずでございまして。ですので、高額になったのは債務負担行為限度額をそのまま計上したものでございまして。

○南委員長 その説明で、先ほどの説明で分かるんですけども、いかんせん昨年の、昨年この金額を上げていましたか。

○高浜総合病院総務課長 昨年は複数年の契約を結んでおりますので、契約済み額となって、令和3年度の御覧の資料の4ページの金額を予算として計上しております。

○南委員長 要するに、あくまでも予算計上をされて、契約の時期である程度下がる見込みがあるということですね、そうすると。そういうことやったら分かりますけれども。

それと、仲委員さんが質問された外来入院の問題なんですけれども、これは相当苦しいよな、これ、現実に。現実に考えても、やっぱり外来が増えて入院が減るということは私も理解できません、これはそういった意味で。できるだけ、多分このような数字が表れてこないと思うんですけども、この予算計上の在り方については、考え方については僕は不信感を持つんですけども。

○村田委員 不信感というのはどうでしょうかね。疑問と言ってもらったほうが良いと思うんですが。

○南委員長 不信感って言葉が悪いかもしれませんが、若干整合性がないように感じるもので、苦しい上げ方というよりか、いま一度分かりやすく説明してもらえんかいなと思って。

○高浜総合病院総務課長 入院収益と外来収益の予算の枠組みに対しまして、まず当院の患者需要なのですが、公立病院の他病院と患者の内訳を一度統計を取ってみました。当院だけが、入院収益と外来収益の収益に占める比率が、外来収益がか

なり高いと。6対4ぐらいで外来収益を占めております。紀南病院さんですと7.5対2.5ぐらいの形になっております。ですので、病院と言いつつ、当院は外来患者の層が厚いという結果が過去からの統計でございます。

ですので、地域の皆さんの医療に対しての認識で、尾鷲総合病院がかかりつけ医としての位置づけも当院が担っているということで、町医者 of 役割、開業医の先生方の役割を当院も担っておるといのが、この数字に表れているという現状を報告させていただきます。

○南委員長　　そうすると、外来専門の、整形というのは比率が高いというのは理解できるんですけども、現実には今の整形の受入れ体制を見ておりますと、初診診療がほとんど今受け入れていないという状況ですので、果たしてこの数字が出るのかなという一抹の不安がある中で質問させていただいたのを御理解いただきたいと思います。特に市長におかれましては、病院の開設者として、やっぱりどうしても医師確保というのが一つの大きな使命になりますので、ぜひとも本当に頑張ってくださいたいと。

特にございましたら。医師確保に向けて。

○加藤市長　　やはりまずは、何度も申し上げておりますように、この尾鷲総合病院の維持存続のためには、まずは医師確保という、必要な診療科においてやっぱり医師確保するということが大きなウエートを占めるということは十分認識しておりますので、特に三重大と、それから、近隣の松阪、伊勢、それぞれのトップ、院長、あるいは方々といろいろ密にしながら、交渉は、交渉というよりお願いですよね、お願いに上がりたいと、このように思っておりますので御理解ください。

○南委員長　　ぜひともお願いいたします。

○中村委員　　5ページの光熱水道費は、入院と治療に当たるとかというのは分けられていますか、分けられていませんか。

○南委員長　　5ページの、資料、予算書。

○中村委員　　資料じゃなくて、予算書。ごめんなさい、予算書5ページ。電気・水道の光熱費のは分けられていますか。

○高浜総合病院総務課長　　申し訳ございません。電気とガスと、あと重油もあるんですけど、それは……。

○中村委員　　下はプロパンで、上の7。

○高浜総合病院総務課長　　重油も使っていますので、それは一緒くたにはなっていますが、水道は、外来、分けられるかな。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 光熱水費の中には、電気使用料と水道使用料を院内でそれぞれ積算しているわけなんですけど、電気使用料に関しましては6,571万1,000円、水道使用料に関しましては1,507万5,000円という内訳になっております。

○中村委員 分けていないということですね。

それでは、10の印刷製本費のレセプトって今でもやっぱり印刷してはるんですか。

○松井総合病院総務課主査兼係長 以前はレセプトは印刷していたんですけども、今は電子で送っております。でも、チェックするときの一部出しているものはあります。

○中村委員 それが78万7,000円という費用ですか。

○高浜総合病院総務課長 説明不足で申し訳ありません。そのほかになっていきますので、封筒とか各種用紙、そういったものをこの科目でしています。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、病院の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時17分)

(再開 午前11時29分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

いよいよ委員会審査も最後になりました。

それでは、水道部のほうから二つ付託されておる議案から、まず補正の21号のほうからお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第21号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算第2号について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和3年度御所市水道事業会計の補正予算は次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。

(2) 年間給水量、既決予定量348万9,369立米に対し、補正予定量は2万5,840立米の増量で、予定量を351万5,209立米とし、(3) 1日平均給水量、既決予定量9,560立米に対し、補正予定量は71立米の増量で、予定量を9,631立米とするものでございます。

次に、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益、既決予定額5億125万6,000円に対し、補正予定額は644万6,000円の増額で、予定額を5億770万2,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業収益を651万6,000円増額補正し、予定額を4億7,495万円に、第2項営業外収益を70万円減額補正し、予定額を3,274万8,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額4億9,802万8,000円に対し、補正予定額は169万8,000円の減額で、予定額を4億9,633万円とするものでございます。

内訳は、第1項営業費用を254万2,000円減額補正し、予定額を4億3,344万5,000円に、第2項営業外費用を84万4,000円増額補正し、予定額を6,238万2,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、予算、第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入、既決予定額7,797万6,000円に対し、補正予定額は539万9,000円の減額で、予定額を7,257万7,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項、給水加入金を5万5,000円減額補正し、予定額を125万4,000円に、第2項負担金を154万4,000円減額補正し、予定額を612万3,000円に、第3項企業債を380万減額補正し、予定額を6,520万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、既決予定額3億2,831万6,000円に対し、補正予定額は176万1,000円の減額で、予定額を3億2,655万5,000円といたします。

内訳といたしましては、第1項建設改良費を176万1,000円減額補正し、予定額を8,636円とするものでございます。

補正の内容の変更ですが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 5,034 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 789 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,130 万 5,000 円、減債積立金 6,114 万 5,000 円で補てんするものとする」に改めるものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第 5 条。予算、第 5 条、企業債を次のとおり補正いたします。上水道配水管布設替事業の限度額が 1,620 万円を 70 万円減額の 1,550 万円とし、簡易水道配水管布設替事業の限度額 3,480 万円を 180 万円減額し 3,300 万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次に、第 6 条。予算第 9 条簡易水道事業に係る企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。既決予定額 1,383 万 5,000 円を 7 万円減額補正し、予定額を 1,376 万 5,000 円とするものでございます。

続きまして、3 ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第 1 項営業収益において 651 万 6,000 円を増額補正するものでございますが、これは第 1 目給水収益を使用量増加による増額により 664 万円増額補正するものと、第 3 目他会計負担金を、墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の減額により 12 万 4,000 円減額補正するものでございます。

第 2 項営業外収益は 7 万円の減額補正とするものでございますが、これは第 2 目他会計補助金の 7 万円の減額は、令和 2 年度の企業債借入額の減額に伴う支払利息の減額による簡易水道企業債償還利子補助金の減額でございます。

次に、支出ですが、第 1 項営業費用において 254 万 2,000 円を減額補正するものでございますが、これは第 1 目原水及び浄水費と第 2 目配水及び給水費においては、委託料の減は入札差金により減額補正するものでございます。

第 4 目業務費と第 5 目総係費においては、それぞれ実績に応じて減額補正するものでございます。

次に、第 2 項営業外費用では 84 万 4,000 円を増額補正となるものでございますが、これは第 1 目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息を 14 万 2,000 円減額補正、第 3 目消費税及び地方消費税を 98 万 6,000 円増額補正するものでございます。

続きまして、4 ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明いたし

ます。

まず、収入であります。第1項給水加入金を5万5,000円減額補正するものでございますが、これはそれぞれの実績により減額補正するものでございます。

第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金154万4,000円減額補正するものでございますが、これは消火栓設置費用分の一般会計負担金の減額によるものでございます。

第3項企業債380万円の減額ですが、これは上水道企業債及び簡易水道企業債の減額によるものでございます。

続きまして、支出であります。第1項建設改良費において176万1,000円を減額するもので、これは第1目固定資産購入費の入札の差額により減額するものでございます。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が318万3,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる資金増加額がマイナス5,946万5,000円となり、資金期首残高7億2,785万6,000円から差し引いた資金期末残高は6億6,839万1,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いします。

営業収益以下各項目には補正額が反映されており、当年度純利益は補正前511万6,000円の純損失から829万9,000円増額の318万3,000円となります。

次に、7ページから予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では、資産合計は55億1,149万7,000円となります。

8ページの負債の部では、負債合計は28億5,507万1,000円となります。

9ページの資本の部では、資本金といたしまして20億3,408万円、これに剰余金として資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計5億7,552万6,000円を加えた資本金合計は26億5,642万6,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は55億1,149万7,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に10ページと11ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長 水道の補正説明は以上でございます。

御質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、次に令和4年度の水道の当初予算のほうの説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第16号、令和4年度尾鷲市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条、令和4年度尾鷲市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりでございます。

給水戸数は9,149戸、年間総給水量335万8,352立米、1日平均給水量9,201立米であります。

続いて、第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定めております。

収入の部であります。第1款水道事業収益を4億9,569万3,000円と定め、第1項営業収益4億6,286万6,000円、第2項営業外収益3,282万3,000円、第3項特別利益4,000円と定めるものでございます。

次に、支出の部でございます。第1款水道事業費用を5億432万4,000円と定め、第1項営業費用4億4,780万円、第2項営業外費用5,602万1,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次に定めます。

まず、収入の部であります。第1款資本的収入を7,405万1,000円と定め、第1項給水加入金125万4,000円、第2項負担金389万7,000円、第3項企業債6,890万円と定めるものでございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を3億3,220万9,000円と定め、第1項建設改良費8,875万1,000円、第2項企業債償還金2億4,345万8,000円とそれぞれ定めるものでございます。

第4条の括弧書きにあります。この資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億5,815万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額795万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,597万3,000円、減債積立金7,423万4,000円で補てんするものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。水道窓口及び検針収納業務委託につきましては、期間は令和5年度から令和9年度まで、限度額は1億9,284万1,000円とするものでございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。上水道配水管布設替事業につきましては限度額を1,620万円とし、簡易水道配水管布設替事業につきましては限度額を3,380万円、簡易水道施設設備取替事業につきましては限度額を1,890万円とし、それぞれ起債の方法は、証書借入では利率は3.0%以内とし、償還の方法は措置期間を含め30年以内の半年賦元利均等償還といたします。ただし、財政等の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができ、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れするものができるものです。

次に、第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めます。令和4年度尾鷲市水道事業会計予算中、不足を生じる場合は款内の各項の全額を利用することができるものとします。

次に、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,722万円、交際費1万円と定め、これらの経費の金額はこれらの経費のうち、ほかの経費の金額を、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないものとします。

続いて、第10条、簡易水道事業に係る企業債償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,456万2,000円でございます。

第11条のたな卸資産の購入限度額は500万円と定めます。

続きまして、3ページを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により、予算の明細について説明させていただきます。

まず、収入の部であります。第1款水道事業収益は4億9,569万3,000円で、前年度当初予算と比較しまして554万5,000円の減額でございます。

第1項営業収益は4億6,286万6,000円ですが、内訳といたしましては、第1目の給水収益が4億5,969万1,000円で、537万3,000円減額となっております。これは令和3年度収益見込みから、上水2%、簡水3%減で、500万円の減額を見込んでおります。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円と、その他受託工事収益1,000円を計上したものでございます。

第3目他会計負担金255万5,000円は、公園墓地消火栓用水等に係る無収有効水量及び児童手当に要する経費の一般会計からの負担金収入でございます。

第4目その他営業収益61万8,000円は、手数料9万6,000円、材料売却収益51万9,000円、雑収益3,000円でございます。

続きまして、第2項営業外収益3,282万3,000円でございますが、内訳としましては、第1目受取利息及び配当金において、預金利息4万円を計上しております。

第2目他会計補助金として227万3,000円、これは総務省の繰出基準による簡易水道企業債償還利息分補助金で、一般会計からの補助金でございます。

次に、第3目長期前受金戻入1,628万9,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合い分の収益額等でございます。

第4目資本費繰入収益1,228万9,000円は、先ほどと同様に、総務省の繰出基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金でございます。

第5目雑収益193万2,000円のうち、主なものとしては、国土交通省に貸与しております樋の口用地と、矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の貸付料でございます。

次に、4ページを御覧ください。

第3項特別収益について、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億432万4,000円で、前年度と比較いたしまして101万5,000円の減額でございます。内訳といたしましては、第1項営業費用4億4,780万円のうち、第1目原水及び浄水費は8,447万5,000円、前年度と比較いたしまして259万8,000円の増額でございます。

次に、第2目配水及び給水費は5,906万8,000円でございますが、前年度予算と比較いたしまして81万2,000円の増額で、主なものとしましては管路を管理しているマッピングシステムの改修に伴う委託料の増でございます。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は5,354万4,000円で、前年と比較いたしまして623万円の増額でございます。主なものといたしましては、今年度は量水器の取替え件数が多いことによる修繕費の増でございます。

第5目総係費4,089万円は、前年度と比較いたしますと366万1,000円の減額となっております。主なものといたしましては、人事異動に伴う給料の減額となります。

第5目減価償却費は2億661万4,000円で、前年度当初予算と比較しまして159万6,000円の減額でございます。

第7目資産減耗費は268万4,000円で、前年度当初予算と比較し11万5,000円の増額でございます。

第8目その他営業費用は52万3,000円で、材料売却原価52万、雑支出3,000円を計上してございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2項営業外費用5,602万1,000円でございますが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入金利息と合わせて3,677万8,000円で、前年度と比較いたしまして447万6,000円の減額となっております。

第2目雑支出は3,000円、第3目消費税及び地方消費税は消費税納付額1,924万円を計上しております。

次に、第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

9ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入の予定額は7,405万1,000円でございますが、前年度当初予算額より392万5,000円の減額でございます。内訳としまして、第1項第1目上水道給水加入金として、13ミリ20件、20ミリ1件分で119万9,000円、第2目簡易水道給水加入金として、13ミリ1件分の5万5,000円を計上いたしました。

次に、第2項負担金389万7,000円で、前年度比377万減額であります。これは須賀利地内橋梁工事に伴う三重県からの配水管架設工事負担金が完了したことにより、減額であります。

第3項企業債6,890万円は、前年比10万円の減でございます。

次に、10ページをお願いします。

第1款資本的支出は3億3,220万9,000円で、前年度より389万3,0

00円の増額でございます。

第1項建設改良費は8,875万1,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は、機械装置費として量水器購入分として875万1,000円でございます。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で配水管布設替工事などに1,000万円を計上してございます。

第3目簡易水道施設整備費には、工事請負費において配水管布設替工事など5,600万円と、委託料において、設計業務委託として令和4年度から2か年事業の三木浦第2浄水場設備取替工事に係る設計業務委託料400万円を計上しております。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億4,345万8,000円で、上水道企業債償還元金2億2,069万9,000円ですが、償還元金として財務省財政融資資金16件、地方公共団体金融機構23件の内訳となっております。簡易水道企業債償還元金2,275万9,000円でございますが、償還元金として財務省財政融資資金15件、地方公共団体金融機構15件の内訳となっております。

11ページを御覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

まず、一番上の当年度純利益はマイナス1,703万4,000円になり、1年間での現金の増減は下から3行目のマイナス7,399万7,000円となり、一番下の期末残高は5億9,439万4,000円となります。

12ページを御覧ください。企業費明細書について説明いたします。

まず、総括であります。職員数については、前年度より1名増の10名となることによる増額と、人事異動に伴う減額などにより、合計で79万1,000円の増額となっております。

2は、給料及び職員手当等の増減額の明細について表したものであり、詳細は御覧のとおりでございます。

3は令和4年1月1日現在の給料及び職員手当等の状況について表したものであり、職員の給与体系は、6級1名、5級1名、4級5名、3級2名であり、詳細は13ページから15ページに記載しておりますので御参照ください。

16ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

次に、17ページを御覧ください。予定損益計算書について説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました予算実施計画を税抜き経理した結果、それぞれの御覧の金額となり、最終的には、下から4行目、当年度純損失は1,703万4,000円となり、さらに、これに前年度繰越利益剰余金3億5,601万8,000円と減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額7,423万4,000円を加えると、当年度未処分利益剰余金は4億1,321万8,000円となっています。

次に、18ページを御覧ください。予定貸借対照表について説明させていただきます。

まず、資産の部では、資産合計は53億1,143万7,000円となります。また、1、固定資産、(1)有形固定資産の一番下に(ト)建設仮勘定336万4,000円を計上いたしました。これは令和4年度から2か年事業である三木浦第2浄水場設備取替え工事に係る設計業務委託のうち、令和5年度以降の工事にて発生する費用分となります。

19ページの負債の部ですが、負債合計は26億7,204万4,000円となります。

20ページ、資本の部では、6、資本金といたしまして20億3,408万円、剰余金として(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせた剰余金合計5億5,849万3,000円を加えた資本合計は26億3,939万3,000円となります。この資本金と負債合計を合算した負債資本合計は53億1,143万7,000円となり、資金合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは、主要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

23ページから28ページには、決算見込みとして令和3年度予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を掲載しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収益的収支について、令和3年度決算見込みと令和4年度当初予算を反映させたもので網かけをしている部分に変更したところがございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることや近隣市町の料

金改定状況を踏まえ、料金改定を令和5年度から令和6年度に1年遅らせた計画になっております。

表の中の中ほどの当年度純利益の欄を御覧ください。

令和3年度は当初計画と比較して、見込みよりも3,361万7,000円増額の318万3,000円、令和4年度は料金改定を遅らせたことにより9,086万4,000円減額のマイナス1,703万4,000円となっております。令和5年度は1億132万8,000円減額のマイナス2,703万1,000円となりますが、令和6年度以降は料金収入が見込みより約1,141万円増額となり、当年度純利益は令和10年度までの5年間で約5,400万円増加になります。

2ページを御覧ください。

同じく網かけの部分が変更したところで、資本的収支について、令和3年度決算見込みと令和2年度当初予算を反映させたものでございます。令和5年度につきましては、料金改定を遅らせるため、上水道分企業債の借換えを継続に変更しております。

3ページを御覧ください。

補填財源残高の当初計画の比較ですが、下から3行目の補填財源不足額が、令和3年度はマイナス5億2,306万5,000円、令和4年度はマイナスの4億4,883万3,000円となっております。令和4年度末の補填財源残高は当初の計画よりも6,855万3,000円増加しております。令和5年度は当初計画では前年度の補填財源残高との比較が320万円減少する見込みから、料金改定を遅らせたことにより約7,800万円減少となる3億7,134万円となりますが、令和4年度末の補填財源残高が見込みより改善しておるため、当初計画からは574万5,000円減額で収まっております。

また、当初計画より令和6年度以降の料金収入が増えることにより、当年度純利益が増加することから、計画最終年度の令和10年度の補填財源不足額はマイナス4億4,501万6,000円となり、令和6年度に料金改定を遅らせた場合でも、令和10年度末の補填財源残高は当初見込みより2,183万1,000円増額となる見込みでございます。

また、4ページ以降には、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上でございます。

○南委員長 当初予算の説明、ありがとうございました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後は1時15分から行います。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後 1時14分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

引き続きまして、議案第16号の水道会計の当初予算の審査に入ります。

御質疑のある方。

○村田委員 当初予算を見せていただきましたし、それから、先ほど資料によって見せていただいたんですが、資料の、何ページやったかな、あれ、ちょっと待ってください。資料1か。資料1ですね。資料1、これを見ていくと、決算見込み及び令和4年当初予算反映と書いてあるんですが、この中で4年から5年についてずっと書かれておるわけでありましてけれども、本会議で質疑した続きなんですが、よりちょっと一言だけ言わせていただきたいんですが、これを見ていくと、私、今年か来年ぐらいかなと、水道料金の値上げというのを予測はしておったんですが、当分というか、今のところは値上げをしなくても行けるという状況なんですか。

○神保水道部長 質疑の段階で、部内での検討の最中でしたので、最終的に市長の判断を仰ぎ、今回の報告で令和4年度に審議会をして5年に引上げの予定でしたが、今回1年先送りをして、5年に審議会をして、令和6年度に料金改定をするという判断に至りました。

○村田委員 1年延びたということなんでしょうけれども、今後、今回のように、どんどん値上げをしなくてもいいような財政状況になっていくという見込みはあまりないですね。

○神保水道部長 今回が限界だと感じておりまして、6年度には必ず値上げをする方向で行きます。

○村田委員 その際、これはその時期にならないとなかなか明確には言えないとは思いますが、何%ぐらいの値上げをお考えですか。まだ分からないですか。

○神保水道部長 現在では、そこの話については差し控えさせていただきたいと思えます。

○村田委員 それじゃ、僕の予測で。大体25から30ぐらいの値上げの幅になるのかなと思うんですが、違っていたら違っていたと言っていたら、大体そこら辺やったら返事は要らないです。

○神保水道部長 そのぐらいで。

○南委員長 他にございませんか。

○内山副委員長 私のほうも質疑をさせてもらっていたんですけども、予算の2ページ、債務負担行為について、そこでお答えいただいたんですけども、今料金改定が1年延びて、審議会の設置も1年延びるということで、確認で、よろしいんですね。

その中で、私、一般質問でしたときに、検針を2か月に1回とか、そこで漏水とかそういうようなことで答えてもらったんですけども、いろんな人の意見を聞いてくださいということで、審議会にも今言われたことをいろいろ検討事項として上げさせてもらいますというような返事をもらっていたと思うんです。もし私が確認違いだったらまた言うてくださってもよろしいんですけども。その中で、この債務負担行為の5年間という中で、検針とか収納とかそういうことが契約で決まってしまった場合に、審議会の意見がきちんと、契約してしまったので審議会の意見が通らないとか、そういうようなことを心配したので質疑をさせてもらったんです。そのことについてはどうですか。

○北村水道部係長 こちらの検診業務委託の中身が、すぐ料金改定の部分の料金高になるような足かせになるとは考えてはおりません。というのは、これはやはり事務費になってまいりますので、その辺は料金の改定も含めた、経営戦略上もやはり含めた金額として計上しておりますので、それを踏まえた辺りで料金の設定というものを審議会のほうにお願いするという形を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○内山副委員長 理解はできるんですけども、一応審議会でもやっぱり基本料金とかそういうのを、私が一般質問したようなことを検討事項として上げていただけますか。

○神保水道部長 もちろんそうさせていただきます。

○南委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それではないので、水道部の当初予算の審査を全て終了いたします。ありがとうございました。

ここで、採決前に10分間休憩をいたします。

市長の御退席をお願いいたします。常任委員会出席、ありがとうございました。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時41分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

6日間にわたる慎重なる審査をありがとうございました。

当行政常任委員会に付託になっております条例改正9件と予算10件、指定管理等ほか計21件の委員会における採否の決定を行いたいと思います。

そのまま採決へ入ってもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、採決に入らせていただきます。

まず最初に、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第5号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

議案第7号、尾鷲市保育所条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第8号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第9号、尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第10号、尾鷲市消防団条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。議案第10号は多数でございます。

議案第11号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

ここで、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について、先ほど昼休み中に中村レイ委員から、議案第12号の議決に対する修正案が提出をされました。

よって、ここで、会議規則第100条の規定により、中村レイ委員より修正案の説明を願う前に、事務局、タブレットのほうへ。入っていますか。

ちょっと待って。よろしいですか。

それでは、修正案の提出者であります中村レイ委員より、修正案の説明をお願いいたします。

○中村委員 それでは、修正案の提出説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決のうち、第1条中、歳入歳出97億6,244万5,000円から総額1,297万円を減額し、97億4,949万5,000円に改めるものであります。

まず、歳入については、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金を1億2,660万1,000円から207万7,000円減額し1億2,458万4,000円に、第15款県支出金、第2項県補助金を1億6,755万4,000円から300万減額し1億6,455万4,000円に、第18款繰入金、第1項基金繰入金を4億7,750万2,000円から587万3,000円減額し4億7,162万9,000円に、第20款諸収入、第5項雑入を1億3,599万8,000円から200万円減

額し1億3,399万8,000円に、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費を12億6,776万3,000円から600万円減額し12万6,176万3,000円に、第9款教育費、第6項保健体育費を4,708万2,000円から695万円減額し4,013万2,000円にするものであります。

続けて説明に入っていますか。

修正内容の説明ですけれども、おわせSEAモデル協議会負担金につきましては、中部電力跡地を活用し尾鷲市の新たな拠点とすべく、中部電力、尾鷲商工会議所とともに事業推進しておりますが、3年半がたっても具体的な収益事業につながる成果が見えません。私としては、市民の皆様の税金をこのまま使わせていただくことは忍びなく、海洋深層水事業のごとく負の遺産となりかねず、これ以上市民負担を増加させたくありません。

したがって、令和4年度一般会計予算から削除いたしたく、修正をさせていただきます。

続いて、体育文化会館耐震診断事業に関しまして、私は尾鷲体育文化会館の在り方について、立地適正化計画に基づき根本から再考すべきではないかと思えます。以前、他の議員も言われていたとおり、尾鷲体育文化会館を解体し、例えば津波災害の避難所を兼ねた雨天用の子供の遊び空間や、上層部を高齢者住宅として活用できる場所として、民間資金の活用も検討すべきではないかと考えます。また、本来の体育館の機能を持った施設は、旧尾鷲工業高校体育館を時間差利用することや、あるいは広域で小原野地区において体育施設を新たに建設するなど、津波被害を想定し、今までとは違う人口減に適した抜本的な見直しを図るべきだと思慮します。

以上の理由により修正案を提出した次第でございますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　ただいま趣旨説明と予算の修正説明が中村レイ委員より提出されました。

今回の修正案はおわせSEAモデル事業600万円と、市体育文化会館の695万円の計1,295万円の減額修正でございます。

それでは、ただいま説明をしていただきました修正案に対する質疑に入ります。

○濱中委員　体育館の耐震診断の減額ということですが、まず、そもそも公共施設の形を変えるなりということ、計画を立てるなりということに関しましては、現状がどうなっているかの判断がなければ触れないということをもまず理解され

てのことなのか。今、説明の中に解体という言葉もありましたけれども、この診断を経てからでなくては解体に対する財源の調達も違ってくると思うんですけれども、その辺りは御理解されての減額なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○中村委員　私の提案理由どおり、もともと尾鷲市には立地適正化計画というのが存在していないので、そこで建物の今の量、質、それをまず検討するべきだと思います。そして、耐震診断をしなければならない古い建物を、耐震診断の費用をかけて継続させるのか、もしくは人口減による広域でその箱物を建てるのかの議論をまず始めるべきであって、何でもかんでも耐震診断をする必要はないと考えます。

○濱中委員　ここの体育館をどうするかというのは本当に何年もかけてのここでの議論があって、それで、次の一步を踏み出すために今どういう状態かということがやっとついたと思っておるところなんです。立地適正化計画そのものが今ない状態で、じゃ、それができるまでこれを、利用者の方の利便性も考えずにこのまま放置するのかということは、本当に何年も要望いただいたりなんかしておる、その市民の方たちへの説明はどうなるのかなというふうにも考えております。解体するにしてもどうするのか、集約するのか、何にしても必ずこの診断は要ると思うんですけれども、その辺りはいかがなんでしょうか。

○中村委員　立地適正化が検討されなかったのは、今までの議会としてそれをすべきであったと私は思います。そして、その後、今この結果が出ているならばそれをされたらいいと思いますが、立地適正化について、本当に真剣にここで議論されたとは決して思えませんので、今すぐにこの予算をかける必要はないと私は思います。

○小川委員　S E Aモデルのほうでお聞きしたいんですけれども、600万減額ということで、S E Aモデルを否定されるのはよく分かるんですけれども、県の補助金が300万ついておりますよね。これは県の予算書にも計上されているようでございまして、これをもし削った場合に、県との関係性というのは、中村委員はどのように考えておられるでしょうか。

○中村委員　県が300万出してくれるからって、それは県税であり、みんなの税金なんですよ。そして、今まで3年半にわたって収益に関わる成果が全くない状況において、尾鷲市の持ち出しはたった100万ですけれども、たった100万も10個集まれば1,000万なんですよ。そして、そのたった100万やからかけてもいいやろうじゃなくて、今まで3年半の間に、たとえこれは100万ずつ300万の事業にしろ、3年で約1,000万の事業が行われているわけですよ。その

中で、何かこの前、執行部からの回答で、サウナができたっておっしゃいましたけれども、そのような予算は今回別の予算でついでいますよね。それとか、新規に立ち上げるスタートアップ事業とかで十分やれるような事業なんです。S E Aモデル事業について1,000万、今から、これ、600万、3年、これをかけて、収益としての、この前市長が収益は考えていないとおっしゃいましたけれども、S E Aモデル事業がもし収益事業であるならば、3年半かけて全く成果のないことをあと3年し続けて、それで成果が出るとは思えませんので、この予算を削りに行きたいと思います。

○小川委員　私が聞いたかったことは、県が補助金つけているのを決定してしまっていて、今後の県との関係性、それをどういうふうに考えているかということを知りたかったものですから。

○中村委員　県との関係性が悪くなるとは思いません。なぜかという、県もこの予算を300万出さないことによって、違うところにきっと予算が回っていきえると思うんです、もっと生産性のあるところに。尾鷲市との関係性がそれで悪くなるようなことは、行政体としてないと思います。

○濱中委員　S E Aモデル協議会の中で決めていることは、跡地をどう利用するかということやと思うんですね。そこに行政体に関わらないことは、以前にも言わせてもらっておりますけれども、あそこへの防災という考え方が、民間事業の中で採算を優先したときに、果たしてそういった安全性というものに最優先で取り組んでいただけるのかどうか、そういった辺りのほうが心配しておりますので、あくまでもあそこの跡地利用ということに関しては、市であり、県であり、国でありという行政体に関わっていくべきだと思っておりますので、これに関しては、やはり行政としての関わりを求める以上、S E Aモデル協議会の中に市として参加するのは大事だと思うんですけれども、そういった辺り、防災面での機能を民間事業者だけに任せるといった辺りはどういった説明をされるのか、お聞きしたいと思います。

○中村委員　中部電力が今実施しておられるように、民間企業は自分の大事な資産を災害に対して最大限の安全性を担保しておられます。そして、今言われた行政が関わるのは確認申請であり、使用許可であり、しっかり関わっていきます。その中に入っていかなければ、それが許可が下りないなどということはありませんし、民間に対して災害に対する安全性が担保できないというのは非常に民間に失礼な言い方です。

○村田委員　まず、S E Aモデルでなくて、体育館の耐震診断についてお尋ねを

したいと思うんですけれども、基本的に私と中村委員との考え方の相違があるのかなという感じがしておりますけれども、我々議会がこういった立地適正計画、これについて議論をしてないというようなことを言われましたけれども、我々、決してこのことをおろそかにしておるわけではありません。耐震診断計画というものが出てきて、そして、公共施設の一々順位をつけて議論をする際に、まず、この尾鷲庁舎を耐震化するのか、どうなんだということで耐震化の診断をしてもらいました。その結果、耐震化をやったということになりますけれども、その際に私が申し上げたことは、この庁舎を耐震したりするのであれば、それで、もし耐震して駄目であるのならば、私は、工業高校の今の校舎のところに尾鷲の市庁舎も持って行って、それで、体育館もまだ新しいものがありますからそこで使ったらどうかと。その後述べたことは、そっちに持っていく限りは、この尾鷲市の用地が不要になるわけですから、そこのところにいろんな福祉施設とかそういったものを持ってくる、あるいは民間に売却をしたらどうかという提案はしましたけれども、その後、尾鷲市の耐震の診断を受けた結果、耐震工事で行けるんだということになって、今耐震がもう終わっておりますね。この状況になって、今体育館をあちらに持っていくとか、これを潰していろんな福祉施設を持っていくという考えには私は今至っておりません。その辺が考えが違うのかなと思いますけれども。これは体育館だけ持っていくとか、体育館だけ潰すとかいうんじゃなくて、その問題については、行政の位置をどこへ持っていくのかという根本的な問題から議論をしなければいけない。その根本的な議論をした後で、この庁舎が耐震化でやっていくんだという我々は決定をして、そして今に至っておるわけでありますから、庁舎だけでなく、様々な公共の施設についても検討しておりますので、何も立地的整備計画このものについては、まさにこの字のとおりには私らは審議はしておりませんが、しかし、立地的整備計画も含めた検討というのはしておりますので、そこのところは少し私の見解と違うと思いますので申し上げておきたい。

それで、先ほど濱中さんが言われたように、じゃ、今この体育館をどうするんだと。潰していくのか、あるいは耐震で持っていくのかということは、これはやっぱり診断をしなければ結果が出ないということでありますから、これはやむを得ないなと思っております。我々議員としては様々な形で、執行部にも議論をしたり、それから提案をさせていただいております。しかし、執行するのはやっぱり執行部ですから、市長ですから、議会はそれについて審判を下す、いわゆる議決をするかという問題でありますので、そこまで踏み込んで、いかに二元代表制とはいえ、その

執行権侵害のところまでは踏み込んでいけない、こういうことがありますので、その辺の立場というのも御理解をいただきたいなと思います。ですから、この体育館の診断の予算については、私は認めていきたいと思います。

それからもう一つ、S E Aモデルの問題でありますけれども、このS E Aモデルの問題につきましても、火力、中部電力が撤退をするといったそのときから、中部電力と尾鷲市と商工会議所と、そして県がオブザーバーとなって、いわゆるS E Aモデル協議会でいろんなことを議論しておるわけであります。その結果、今のようなS E Aモデルの、大分スピードは遅れておりますけれども、こういう形になりつつある。その中で、やっぱり私はこのS E Aモデルの予算を今さら削るということについては、これはどうかなと私は思っております。県のほうも、もちろん県が補助金を出すということになれば、尾鷲市の状況、それから尾鷲市の計画、それから尾鷲市の将来を見据えた上で議論をし、そして、県が初めて認めてこの助成金を出してくれる、補助を出してくれるわけですから、今さらこれは駄目なんですよというわけにはいかないだろうと、私はこう思っておりますので、この今の中村委員の修正案については残念ながら同意をいたしかねる、こう思います。

- 中村委員　村田議員と一緒に議会で話ができたら、きっとそのときに私たちは、この庁舎の耐震もひっくるめて上に持って行っていったのに、非常に残念やなと思います。だって、本当に今すごく体調の悪い方も、議員の中で、私らもひっくるめてなんですけれども、ここにエレベーターもつけられへんような耐震、すごいお金をかけたけど、使い勝手の悪いまんまのものができてしまったということについても、私がすごく今懸念しているのは、体育館も非常に昔に建てられていて、直しても非常に使い勝手が悪いんですよ。でね、そのときに、建物というのはお金さえかけたら、何百年前の建物でも修復して使えるんですよ。でも、使い勝手が悪いんです。だから、何でもかんでもスクラップビルドをする必要はないと思うんですけれども、今村田委員が言っていただいた、本当に残念やったと思うのは、そのとき庁舎を工業に持って行って、ここに違う福祉施設ができていたらもっとよかったと思うんですけれども、ただ、今私たちがこの場所で、この庁舎で、この使い勝手が悪いのに、7億近いお金をかけて直して、また体育館を何億もかけて直して使い勝手が悪い。人口は減る。使い勝手は悪い。そして借金は残る。人口は減って行って、どんどん1人当たりの負担が大きくなる。国は現金を刷れますけれども、地方自治体は現金が刷れないんですよ。ということは、借金というの返していかなあかんわけですよ。人口はどんどん減っていきます。そやから、今広域で広域で

と何でもやろうとしているじゃないですか。箱物も一緒やと思うんですよ。

それから、県との関係が悪くなるとか、たったこれだけのお金やから。ただ、100万円のお金を、私らは自分のお金を100万円出すんやったらええと思うんやけど、税金を100万出すというところにもっとシビアになっていったほうがいいんじゃないかと思って、今回やっぱり私はこれについての予算の減額を出したいと思います。どうかよろしくお願いします。

○仲委員 おわせSEAモデルの協議会負担金600万について修正案ということで、これについて話をしますと、このおわせSEAモデル協議会については、2018年8月24日に規約が制定されております。その後、会が発足したと思うんですけど、その目的は、尾鷲三田火力発電所用地の効果的な活用による地域産業の振興と雇用促進等に寄与していくことを主眼に置いて、会員の総合力により循環型社会構築に向けてエネルギーの地産地消による先進的なバイオマス利活用施設及び周辺環境の整備に資すると。それで、活動は、尾鷲三田火力発電所用地活用計画の検討と施策の決定、企業誘致及び誘致企業に対する調整指導等が含まれています。会員が、御存じのように、尾鷲市、中部電力、商工会議所と。オブザーバーが三重県と三重大学ということで、既に2018年8月24日に制定されて、この協議会が設立されて動いておるんですね。今の時点ではこれは解消されておりません。そのための負担金で、これが進捗している中で負担金を出す責務が僕はあると思うんですわ。解消されてもいないのに予算を削減するということはあり得ません。

それに、SEAモデルの関係で言えば、一方ではスポーツ振興ゾーンの中では、予算も多目的スポーツフィールド整備基本計画策定の委託料をもって、今もうじきできるという中で、もう一方では都市計画審議会へも諮りまして県の許可が出ておる段階で、今なぜこの負担金を削除する必要があるか。この規約の、活動の中で企業誘致と含まれているけど、こういうこともしなくてもいいと。とにかく三田火力の活用計画の検討もしなくてもいいというふうに提案者である中村委員は思われておるのですか。

○中村委員 3年半たって、その中で市長は、SEAモデルは水泡に帰したと言われているんですよ、1回。発言されているんですよ。言っています。普通の企業で、何かのこういうプロジェクトを立てて3年半実績がないところに、いつまでもいつまでも動かしているほうがおかしいんですよ。ほんで、それについて、ちゃんと今後どういうふうに進めていくか、全く今までの成果品が一個もないじゃないですか。成果品はサウナですよ。それから、何回も言いますが、サウナの成果品

はこのSEAモデルでやるべき事業ではないじゃないですか。だから、ここでもう一回、SEAモデル事業について、今、仲委員がおっしゃられた、企業誘致をしなくていいなんて言っていないですよ。企業は来ていただいて結構です。ただ、この3年半の間に企業とどういうふうに接触して、話が流れるから言えない、言えない、言えない。だって、この前も市長、おっしゃっていましたよね、全然けえへんかったみたいなの。その結果報告でさえ、何も出されていないじゃないですか。結果報告で、ここの企業とは駄目になりましたぐらいの報告があれば、まだ、すごい企業誘致を頑張ってみえるんやなというのは分かるけれども、そういう話も全くなく、3年半の間に、一番最初に、これ、中部電力が出してきたポンチ絵というんですけども、描かれたものがまず出てきて、それが、浸水域やからという理由で逃げていったごみの代わりに、あそこに野球場持ってくるって初めてホームページが変わりましたよね、あそこに野球場を持ってくるって。そんな協議会の成果品の中で、今からここに、大方1,800万ぐらいのお金を投入して、一旦、それやったらもう一回違う形でつくられたらどうですか。どこの企業が、3年半プロジェクトがあって、何の成果品もないのに、また次3年、そのままで続けますというようなプロジェクトはないと思うんですけども。

○仲委員　先ほどの市長の発言の中で、水泡に帰すと言ったのは僕は記憶がないんですけど、もしそれが事実であれば、水泡に帰したからもうやめたという意味で取ったらば、この協議会は現存してないと思うんですわ。どういうことでそれを中村委員が発言されたかよく分かりませんが、私はそう思います。それで、あるいは期限を切っているわけではないんですね。3年半かかろうが4年かかろうが、企業誘致はずっと続けていくものでありますから、これを中電も含めて商工会議所とともに協議をしていくと。何が悪いんですか。それで改めてつくってどうするんですか、今進捗しているのに。そういう考え方では、私は納得はいたしません。

○西川委員　言いたいことをほとんど中村委員さんに言われたんですけど、企業誘致、それは来てくれたら大変ありがたいですけど、僕の一般質問に対して市長は、けんもほろろに断られましたという言葉を使っていましたよね。じゃ、これからこれを続けて、果たしてあそこに企業が来ると思いませんか。僕は絶対来ないと思いますよ。けんもほろろだったら。

○南委員長　今回、中村委員さんの修正に対しての質疑ということで時間を取っていますので、もし討論があるのであれば討論でしていただいたら結構ですので。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ここで質疑は終結をさせていただきます。

先ほど西川委員さんに言われたように、もしこれに対しての意見のある方は討論の場を設けたいと思いますので、もしあるのであれば御発言を願ったらと思います。討論はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、討論がないということでございますので、先ほど中村委員さんから提出されました修正案、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についての修正案の採決を取りたいと思います。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○南委員長　可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、本修正案につきましては委員長は否決すべきものと採決をいたします。

したがいまして、次に原案について採決をいたします。

それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○南委員長　可否同数であります。よって、委員会条例17条の規定により、原案は委員長裁決により可決すべきものと採決をいたします。

続きまして、議案第13号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○南委員長　挙手全員。

次に、議案第14号、令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○南委員長　挙手全員であります。

次に、議案第15号、令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○南委員長　挙手全員であります。

次に、議案第16号、令和4年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、原案

に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計予算(第16号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第18号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第19号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第20号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 全員であります。

議案第21号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 全員であります。

最後に、議案第23号、尾鷲市道路線の認定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。よって、当委員会に付託となりました計21議案は、全て委員会で可決すべきものと決しました。

長時間にわたりありがとうございました。

なお1点、報告事項があります。

この3月24日に当委員会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。4日、本会議の明くる日です。

それでは、これにて委員会を散会いたします。ありがとうございました。

再開いたします。

委員長報告のほうなんですけれども、この際ですので、特に報告してほしいことがありましたら、今分かっている範囲でも、今日のやり取りのことはまとめて僕は報告させてもらいますんですけれども、修正案についての。

一任でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、一任されたということで、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。ありがとうございました。

(午後 2時21分 閉会)